2025 年 8 月 23 日

令和７－３

意思表示等に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. ３］）

ア．意思表示の相手方が意思表示を受けた時点において保佐開始の審判を受けていたときであっても，表意者は，その意思表示をもってその相手方に対抗することができる。

イ．意思表示の相手方が意思表示を受けた時点において未成年者であったときでも，その法定代理人がその意思表示を知った後は，表意者は，その意思表示をもってその相手方に対抗することができる。

ウ．債権譲渡通知は，債権の譲渡人が債務者の所在を知ることができないときであっても，公示の方法によってすることができない。

エ．解除の意思表示を含む内容証明郵便が，その意思表示の相手方である受取人が不在のため一定期間郵便局に留置された後に差出人に返送された場合において，その受取人がその内容証明郵便の内容を十分に推知することができなかったとしても，留置期間内に容易にそれを受領することができたときは，その意思表示は，到達したものと認められる。

オ．意思表示の相手方が正当な理由なくその意思表示の通知が到達することを妨げたときは，その通知は，相手方がその到達を妨げた時に到達したものとみなされる。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　１

肢ア　○

保佐の場合，受領能力はある。対抗できる。９８条の２

著しく不十分にすぎない。表意者を保護する。

肢イ　○

未成年者の場合，法定代理人がそのことを知ったら，対抗できる。

判断できる人間に伝われば，未成年者に不利益ない。

肢ウ　×

民法４６７条，民訴１０７条

債務者の所在がわからないときも，公示の方法で譲渡できる。

譲渡をして回収を図る必要性がある。

公示の方法があれば，虚偽の恐れはない。

肢エ　×

確かに到達が必要と思える。受け取らなかったものが不当に得するのは問題。

表意者を保護する必要がある。到達を必要としているのは，受け取り側が保護に値する

ことが前提。わざとうけとらない場合，保護に値しない。

支配圏内に入っていれば，実態としては表示されている。留置期間内に容易にそれを受領することができたときは，表意者として，やることはやっている以上，その意思表示は，到達したものと認められる。

東京地裁平 5.5.21

肢オ　×

９７条２項

通常到達すべき時に到達したとみなされる。事実に即して到達を判断する。

令和７－４

Ａは，自己に代理権がないことを知りながら，Ｂの代理人としてＣと契約を締結した。Ｃは，契約当時，Ａに代理権がないことを知らなかった。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. ４］）

ア．Ａがした契約をＢが追認しない間は，Ｃは，その契約を取り消すことができる。

イ．ＣがＢに対し，相当の期間を定めて，その期間内にＡがした契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において，Ｂがその期間内に確答をしないときは，その契約を追認したものとみなされる。

ウ．ＣがＡに代理権がなかったことを過失によって知らなかったときは，Ａは，Ｃに対して無権代理人の責任を負わない。

エ．ＢがＡのした契約について追認を拒絶したときは，その後ＡがＢを相続したとしても，その契約が有効になるものではない。

オ．Ｃから無権代理人の責任として契約の履行を求められたＡは，その履行に代えて，損害の賠償をすることができる。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　１１５条

追認しない間，善意の相手は，契約を取り消せる。相手方の取引安全を図る必要がある。

目的がすぐに達成できない場合，地位を安定させる必要がある。

肢イ　１１４条

催告をして，確答がないときは，追認拒絶となる。

本人は，無権代理の相手から催告されても，取り合わないのが通常。

相手方も，拒絶により，地位は安定する。

肢ウ　１１７条２項２号ただし書

損害賠償請求するには，原則，相手方が善意無過失。

したがって，過失がある場合，賠償責任を問えないとも。

積極的に無権代理をしたものが責任を免れるのは不当。

Ａは，わざと取引秩序を害している。そこで，ただし書

無権代理人と相手方と利益衡量する。

肢エ

本人が無権代理人の地位を相続。本人が拒絶している以上，契約は有効にならない。

本人の地位で追認拒絶は可能。

肢オ

履行に変えて，賠償もできる。無権代理人では，履行できないこともある。

損害を填補すればよい。相手方は，取引上保護されればよく。履行強制させることまでの権利はない。

令和７－５

条件，期限及び期間の計算に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.５］）

ア．不能の解除条件が付された法律行為は，無条件となる。

イ．相殺の意思表示には，条件を付することはできないが，期限を付することはできる。

ウ．合意によって定められた期間の末日である６月１５日が日曜日であり，同月１６日が休日でない場合において，日曜日に取引をしない慣習があるときは，その期間は，同月１６日の終了をもって満了する。

エ．１月１０日午後３時に「１か月以内に債務を履行する。」と合意されたときは，１か月の期間は，同日から起算する。

オ．解除条件付きの契約は，当事者の合意によって，条件が成就した場合の効果をその成就した時以前にさかのぼらせることができない。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　１

肢ア　○

できない（不能）の解除条件。条件はみたされることはない。

無条件になる。

肢イ　×

５０６条，相殺の意思表示には，条件また，期限を付することはできない。

相手方の地位を不安定にするから。

肢ウ　○

１４２条

その日に取引しない慣習がある時は，翌日に期間満了となる。負担を追うものが不利益にならないような運用にするのが合理的。

肢エ　×

１４０条

初日不算入の原則。時間の争いにならないようにする。

肢オ　×

解除条件の取扱いは，合意で決まる。私的自治の範囲で，当事者がやりやすいように決められる。

令和７－６

消滅時効の客観的起算点に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.６］）

ア．再売買についての予約完結権の消滅時効は，予約完結権の行使につき，始期を定め，又は停止条件を付したときを除き，予約完結権の成立した時から進行する。

イ．特定物売買の目的物の品質が契約の内容に適合しないことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は，売買契約の締結時から進行する。

ウ．契約の解除に基づく原状回復義務が履行不能になった場合において，その履行不能による損害賠償請求権の消滅時効は，原状回復義務が履行不能になった時から進行する。

エ．定期金債権の消滅時効は，その債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができる時から進行する。

オ．無断転貸を理由とする土地賃貸借契約の解除権の消滅時効は，転借人が転貸借契約に基づき，土地について使用又は収益を開始した時から進行する。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　３

肢ア　○

最判昭３３．１１．６

再売買の予約，不動産を将来的に買い戻す権利。予約完結権。

時効は，予約完結権が成立したときから進行。

権利が発生した時点で，行使できる以上，そこから進行。

肢イ　×

５６６条

不適合を知った時から進行する。相手も，気づかない以上，権利行使は難しいと考えられる。ただ，時間は短い。１年

肢ウ　×

確かに，損害賠償請求権は，履行不能になった時に具体的に発生するので，そこから進行するとも。開始時期が遅くなりすぎる。解除のときに，原状回復，損害賠償の原因が発生しているので，そこから進行する。（最判昭３５．１１．１）

肢エ　○

各債権を行使できるときから進行する。債権者も，一括で請求しないことは合理的。

（最判昭４２．６．２３）

肢オ　○

客観的に土地を使用収益開始したときから進行。（最判昭６２．１０．８）

契約時に違反はあるが，客観的がない場合，賃貸人は気づかない。

社会通念で，わかったときから進行する。